



佐賀県公報

平成19年
2月9日
(金曜日)
号外第2号

目 次

選挙管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○政治資金規正法に基づく政治団体の公表

(告示・八)一
(〃・九)二

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散

(〃・一〇)三
(〃・一一)四

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出

(〃・一二)四
(〃・一三)四

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動

(〃・一二)四
(〃・一三)四

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

(〃・一二)四
(〃・一三)四

人事委員会事項

○佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(規則・一)六
(規則・二)五

公安委員会事項

○佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

(規則・一)六
(規則・二)五

●佐賀県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十九年二月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀男

一 政党

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党三根町支部	田代 敏光	原 住彰	三養基郡みやき町大字東津七四番地
自由民主党吉野ヶ里町支部	松本 軍二	木原 憲治	神埼市吉野ヶ里町本堀二六三四
自由民主党武雄市地域協議会	藤山 馨	石丸 定	武雄市北方町大字大崎一七〇六番地二
自由民主党佐賀県軍恩総支部	福島 政信	西川 俊子	佐賀市水ヶ江一丁目七一九
自由民主党嬉野市地域協議会	吉浦 栄子	枝吉千年世	佐賀市多布施四丁目一三番一一号
自由民主党佐賀県衆議院支部	山口 要	神近 勝彦	嬉野市嬉野町大字下宿乙二一八八
橋本やすし後援会	保利 耕輔	松尾 幸長	唐津市東城内六番四七号
松本末治後援会			
田原ひでゆき後援会			
佐賀県山田としお後援会			
まん中に市民のいる会			
鳥飼勝美後援会			
鳥飼 勝美	福山 博志	中野 吉實	佐賀市栄町二番一号
大場 靖典	橋本 恵子	柳川 正博	鳥栖市京町七二九番地
一 三養基郡基山町大字園部三三五一			

●佐賀県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

		一 政党		委員長 松 尾 紀 男	
		政党の名称		異動事項	
自由民主党佐賀県第 二選挙区支部		自由民主党玄海町支 部	自由民主党千代田町 支部	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地
民主党政佐賀県参議院 選挙区第一総支部		自由民主党佐賀県佐 賀市第三支部	自由民主党佐賀県佐 賀市第三支部	佐賀市神園二丁目八一 二三三パークサイド神園 一〇一号	東松浦郡玄海町大字今 村四九五六番地
会計責任者 代表者		会計責任者 代表者	会計責任者 代表者	江頭 壽之	東松浦郡玄海町大字長 倉一五五三
田 雜 正信		西川 俊子	福島 政信	光吉 清治	野
今 村 雅弘		鹿島市大字納富分三一 一一一七	佐賀市中の小路七一一 〇	南里 康男	
野 口 邦博		佐賀市大和町大字尼寺 二七六三一二三	佐賀市鍋島六丁目一番 九号徳島マンション一 〇一号	南里 康男	

二 その他の政治団体

自由民主党佐賀県伊
万里市第三支部 会計責任者 下平 公彦 古賀 忠彦

税理士による今村雅 弘後援会	代表者	桑原 泰蔵	大塚 清信
会計責任者	白川幸一郎	桑原 泰蔵	

●佐賀県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年二月九日

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松尾紀男

政 党 の 名 称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党千代田町支部	眞崎 貞雄	平成一八年一〇月二三日
自由民主党神埼町支部	志岐 悟	平成十八年一一月一日
自由民主党佐賀県軍恩支部	福島 政信	平成十二年三月三一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
田原ひでゆき後援会	綿島 正登	平成一七年三月三〇日
岩永くまと後援会	杉原 正二	平成一八年一一月二六日
杉光克己後援会	山田 豊	平成一八年一一月二八日
杉光克己藤朋会	杉光 克己	平成一八年一一月二八日
今井まなぶ後援会	今井 学	平成一八年一二月一日
佐藤吉郎次後援会	久保 山政人	平成一八年一二月一〇日
久保けんじ後援会	久保 利春	平成一八年二月二八日
		平成一八年一二月一〇日

●佐賀県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十九年二月九日

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松 尾 紀 男

鶴田 典康	平間 智治	田崎 信幸	橋本 康志	資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類
議員	多久市議会議員	佐賀県議会議員	鳥栖市長	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
会	鶴田典康後援会	へいまとしはる後援会	橋本やすし後援会	橋本やすし後援会	鳥栖市京町七二九番地
○番地一	多久市東多久町大字別府	唐津市肥前町切木乙五三	三番地五	田崎信幸後援会	鳥栖市肥前町切木乙五三
鶴田 典康	平間 智治	田崎 信幸	橋本 康志	代表者の氏名	

●佐賀県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年二月九日

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項
大坪英樹後援会	新
きはら奉文後援会	
むかいかど慶人後援会	
徳光清孝後援会	旧
所の所在地	
主たる事務所の所在地	
公職の種類	
佐賀市神園二丁目八一	
二三パークサイド神園	
一〇一号	
佐賀県議会議員	
佐賀市多布施四丁目二	
〇一三五	
鳥栖市議会議員	
佐賀市水ヶ江三丁目九	
番一七号	
鳥栖市議会議員	
佐賀市朝日町五番一五	
号	

●佐賀県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
号)の一部を次のように改正する。
第三十一条第一項第一号中「刑事調査官」を「検視官」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年二月十三日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月九日

佐賀県公安委員会
委員長 内 田 健

●佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「犯罪抑止対策室」を「安全・安心まちづくり推進室」に、

「犯罪の抑止」を「安全・安心なまちづくりの推進」に改める。

第十三条中第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 地域課に、警察航空隊を置く。

一 警察航空隊は、第一項第四号に掲げる事務のうち、警察用航空機の運用

に関する事務をつかさどる。

二 警察航空隊に、隊長を置く。

三 隊長には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

四 隊長は、命を受け、警察航空隊の事務を掌理する。

第十三条第一項の次に次の二項を加える。
2 地域課に、地域指導室を置く。

一 地域指導室は、前項各号に掲げる事務のうち、地域警察官の指導に関する事務をつかさどる。

二 地域指導室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

四 室長は、命を受け、地域指導室の事務を掌理する。

第十五条第四項中「刑事調査官」を「検視官」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 捜査第一課に、広域捜査官を置く。

一 広域捜査官には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

二 広域捜査官は、命を受け、第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事務のうち、広域捜査及び指導に関する事務をつかさどる。

第二十条第一項第六号を次のように改める。

六 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。

第二十六条の二第一号中「第二十六回全国豊かな海づくり大会及び」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年二月十三日から施行する。